

○野洲市観光振興指針策定委員会規則

平成30年 3月28日

規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、野洲市附属機関設置条例（平成30年野洲市条例第1号）第8条の規定に基づき、野洲市観光振興指針策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第3条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、会議の議事に関し必要があると認めるときは、関係者の出席、その意見を聴き、又は関係資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、環境経済部地域経済振興課において処理する。

(令7規則27・一部改正)

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（令和7年規則第27号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

○野洲市附属機関設置条例 (抜粋)

附属機関の属する執行機関	執行機関に置く附属機関の名称	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
市長	野洲市観光振興指針策定委員会	市の歴史、文化、自然等地域の個性や資源を生かした観光振興を図ることを目的とした市の観光振興指針の策定を行うために必要な事項等の調査審議等に関する事務	12人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係団体を代表する者 (3) 市の職員	委嘱され、又は任命された日から当該指針の策定が完了するまでの期間